

1 基本方針策定の背景

茨木市は、京阪神を結ぶ要衝にあり、さらに、北摂の山々と清らかな流れをもつ、水と緑に恵まれた地であり、この良好な「環境」は市民全体の共有の財産であります。

しかしながら、現在、日常生活や事業活動において、物質的な豊かさや便利さを追求するあまり、大量の資源やエネルギーを消費し、環境への負荷（※1）を著しく増大させてきました。その影響は地域の環境にとどまらず、すべての生命の生存基盤である地球環境を脅かすまでに至っています。

このような環境問題の解決のためには、一人ひとりが日常生活のあり方を見直すとともに、環境をより良くするための行動を自ら実践することが必要となります。

このような状況の中、本市では、平成15年3月に、市・市民・事業者が互いに連携し、協働することによって、“人と自然が共生する”、「持続可能な社会（※3）（注）」を創造するための法的枠組みとして「茨木市環境基本条例」を制定し、さらにこの条例に基づき、平成16年3月には、環境の保全及び創造に関する目標と総合的かつ長期的な施策の大綱として、「茨木市環境基本計画」を策定しました。

一方、国際的には、平成14年8月に開催された「持続可能な開発に関する世界サミット」、いわゆるヨハネスブルグ・サミット（注）において、環境教育の重要性が再確認され、同年12月の国連総会で、平成17年から始まる「国連持続可能な開発のための教育の10年」（注）が採択されています。

これらを受け、わが国では平成15年7月に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」（注）（以下「環境教育推進法」という。）が制定され、同法第8条では、地方公共団体の責務として、国の基本方針を勘案して、地域の自然的・社会的条件に応じた方針等を作成し、公表するよう努めることと定められています。平成16年9月には、国においては同法に基づく「環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針」が閣議決定され、また、大阪府においても平成17年3月に「大阪府環境教育等推進方針」を策定されました。

このような状況を踏まえ、本市においても「茨木市環境教育・学習基本方針」を策定し、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進のための施策を総合的、体系的に推進します。なお、ここで、「環境教育・学習」と併記したのは、環境に関する学びにおいて、自発的な環境と関わる活動を通じた「学習」が欠かせないと考えるからです。

※1 環境への負荷

人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいいます。

※2 協働

市民活動団体や行政など異なる組織が、共通の目的を達成するため、対等な関係を結び、それぞれの得意分野を生かしながら、課題の解決に向けて連携・協力することをいいます。

※3 持続可能な社会

健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会のことをいいます。

